（２）特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の確保措置

| 項目 | | 確保措置の内容 |
|---|---|---|
| 安全性・信頼性 | サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合の、事業所管省庁に対して速やかに報告を行うための体制の整備 | |
| | サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合の、関係主体に対して適切な情報共有を行うための体制の整備 | |
| | 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年度版）」におけるサプライチェーンリスク対策の内容と同等の対応を含むサイバーセキュリティ対策の実施 | |
| 供給安定性 | システムの導入に係る国内関係法令の遵守（注２） | □　システムの導入に係る国内の関係法令（航空法、電波法等）を遵守する。 |
| | 保守及び管理を適切に行うために必要な方針等の整備 | |
| オープン性 | 他システムとの相互接続性・相互運用性の確保 | |

（注２）　システムの導入に係る国内関係法令を遵守している場合は、□にレ印を付けること。

（３）特定高度情報通信技術活用システムの導入の実施時期

４　特定高度情報通信技術活用システムの導入を行うために必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

| 費用＼調達方法 | | 政府関係金融機関からの借入れ | 民間金融機関等からの借入れ | 自己資金 | その他 | 合計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 特定高度情報通信技術活用システムの導入に必要な資金の合計額 | | | | | | | |
| 特定高度情報通信技術活用システムの導入に必要な資金の額 | 年度 | | | | | | |
| | 年度 | | | | | | |
| | 年度 | | | | | | |
| | 年度 | | | | | | |
| | 年度 | | | | | | |

（注３）「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

（注４）民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

５　期待する支援措置等

（１）期待する支援措置

| 支援措置 | 希望する | 希望しない |
|---|---|---|
| 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン） | | |
| 中小企業投資育成株式会社法の特例 | | |
| 中小企業信用保険法の特例 | | |
| 株式会社日本政策金融公庫（国民・中小事業）の貸付（低利融資） | | |

（２）支援措置の対象とする機器（上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載）

（単位：百万円）

| | 設備投資所要資金額 | 導入する機器等の種類 | 数量 | 単価 | 金額 | 設置場所 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | | | | | | |
| 年度 | | | | | | |
| 年度 | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | |